

栗山町住宅取得費用助成事業

【助成対象者】

次の条件を全て満たす方が対象です。

① 町外に居住されていて、町内に移住目的で新築・中古住宅を取得し、住民登録をされた方

② 転入してから2年以内に住宅を取得、もしくは住宅を取得してから1年以内に転入された方に限ります。住民登録をされた日（転入日）から3カ月以内に申請が必要です。

③ 転入日において住宅を取得された方の年齢が40歳未満、もしくは中学生以下の子と同居されている方

④ 取得した住宅に5年以上居住する見込みのある方

⑤ 転入日において、前3年間、町に居住されていない方

⑥ 取得した住宅に居住される方全員が税金などの滞納がないこと

⑦ 3親等以内の親族から購入した住宅でないこと

⑧ 町内に所在する自己の居住する家屋で、居住用床面積が50㎡以下

上の建物

③ 中古住宅の場合は、土地代を含む取得費用（税抜き）が100万円以上の建物

④ 新築住宅を取得・購入した場合80万円

⑤ 町内事業者で住宅を新築した場合や町内事業者から新築住宅を購入した場合

⑥ エコビレッジ湯地の丘に新築住宅を取得・購入した場合20万円の加算

⑦ 中古住宅を購入した場合土地代を含む購入費用（税抜き）の10%以内（上限30万円）

⑧ その他、申請などには期限がありませんので、詳しくはお問い合わせください。

町若者定住推進課

☎ 7521

メール wakamonoteju@town.kuriyama.hokkaido.jp

オレンジカフェを開設



「認知症」という病気は特別なものではなく、誰にでも起こる可能性があります。オレンジカフェは認知症や介護に不安や疑問がある方、地域の方、どなたでもご参加可能です。

10月のテーマは「寸劇（徘徊編）～気になる人を見たら勇気を持って声を掛けてみよう～」です。知らない人に声をかけるって勇気がいりますよね。寸劇で、認知症の方への接し方を見た後、みんなで声掛けのトレーニングをしましょう！ぜひ、ご参加ください！

【日時】

10月16日(水) 13:30～15:00

【場所・問い合わせ】

ガーデンハウスくりやま(朝日4) ☎ 72-2600

必ずチェック 最低賃金!

※ 10月3日効力発生

861円

時間額

北海道 最低賃金

【問い合わせ】厚生労働省北海道労働局 ☎ 011-709-2311

No.40

こんにちは! 町史編さん室です

「謎の人物」①
— 謎となった理由の一端 —

北海道大学附属図書館の北方資料室には道内の古写真が多数所蔵され、栗山町関係のものも数多く記録されています。その中に「角田村 長猪之助（開墾作業中）（ナガサイノスケ）高知県人。札幌農学校農芸科を卒業、角田村に入植。明治26年5月」と書かれた2点の写真を見つけました。画像自体はあまり鮮明ではありませんが、草創期の栗山を撮った、犬を傍にしている開墾作業の様子にどこか惹きつけられました。

この写真の人物に興味を覚えて、過去の栗山の文献類を調べてみたのですが「長佐」という人物に触れたものは皆無でした。後日、北大大学院の坂下教授より大学資料のご教示をいただきました。これには角田村入植の年から推定した農芸伝習科の卒業生に「長猪之助」の名はなく、別に「帖佐亥之助」の名が確認できました。どうも「帖佐（チョウサ）」の「帖」を「長」と書き違えて「長佐」となり、



開墾作業中の帖佐（ちょうさ）亥之助（いのすけ）（明治26年）
（北海道大学附属図書館編「明治大正期の北海道（写真編）」から転載）

【問い合わせ】

町史編さん室
☎ 7820

（青木）

No.22

お金のおはなし～消費税増税に負けない～

マイホーム購入時の支援策

10月から消費税が増税になります。前回（平成26年）の増税時には、買いたい物をするときには簡単に暗算できないような8%になり、店頭では税抜きと税込み価格が両方並び、ますます混乱しました。今回10%になり計算が簡単になると前向きに考える人は少ないですね。

消費税の増税は直接家計に影響を与えます。中でも人生で一番高い買い物といわれる「住宅」は増税の影響大です。

土地の購入は課税されませんが「建物」は課税されます。また購入時の各手数料や引越費用、そして新しく揃える家具家電にも増税が影響します。

今年度の税制改正では消費税対策をいろいろと取り入れており、その一つが住宅取得支援策です。

まず「住宅ローン控除等の特例」です。今までは年末ローン残高の1%相当が10年間税額控除できました。

増税後は控除期間が13年目まで延長されます。11年目からの控除限度額は、年末ローン残高の1%か、建物購入価格の2%の1/3のどちらか小さい額です。

特例の要件は増税後の10%で住宅を取得し、10月1日から令和2年12月末までの入居となります。

「すまい給付金」も拡充されます。現行は収入により10万円～30万円の給付ですが、増税後は最大50万円（目安として給与収入450万円以下、扶養者1人の場合）になります。



星 洋子（ほし よつこ）
1級FP技能士、2級DCプランナー。一般企業で10年以上経理・総務業務に従事しながら、自身の家計の見直しのためにFPの資格を取得。ライフプランを提案する独立型FPとしてセミナー講師、相談業務などを中心に活躍中。